



第 31 号

志部 淳之介
KCCN 事務局
弁護士

特定適格消費者団体の支援検討会の報告書が公表されました！

1 はじめに

本年10月1日から、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「消費者裁判手続特例法」といいます。）が施行されます。新しく動き出すこの制度は、一定の資格を持った消費者団体（特定適格消費者団体）が、個々の消費者を代表して、事業者に対し裁判を行い、勝訴した場合に、個々の消費者から手続への参加を募り、多くの消費者の被害を一度に回復するという制度です（以下、「新制度」といいます。）。

この新制度の担い手となるのは、「特定適格消費者団体」という、内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。特定適格消費者団体の母体となるのは、現行の適格消費者団体であると言われていています。

もともと、適格消費者団体は、当ネットワークを含め、その多くの業務をボランティアに依存していることもあり、新制度の担い手として財政的基礎が盤石とは言えない面があります。こうした団体の財政面の支援の必要性は、従前から認識されているところであり、消費者裁判手続特例法の附則第4条においても、特定適格消費者団体の被害回復関係業務等の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供、その他の支援の在り方に関する事項について検討を行うものとされています。

この附則第4条を受けて、平成27年10月から、消費者庁が中心となり、消費者団体、事業者団体等のメンバーが集まり、団体の具体的な支援策の検討が開始されました（以下、「検討会」といいます。）。検討会は、本年6月まで開催され、同月30日に取りまとめの報告書が公表されました。報告書の詳細は、消費者庁のホームページの下記 URL でご確認いただけます。このニュースでは、概要のみを解説します。

「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」

http://www.caa.go.jp/planning/pdf/160630_0001.pdf

報告書 概要版

http://www.caa.go.jp/planning/pdf/160630_0002.pdf

2 報告書の概要

報告書の概要は次のとおりです。

(1) 情報面の支援 (PIO-NET 情報の活用)

ア 電磁的方法による申請

報告書では、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が PIO-NET 情報の提供を申請する方法として、書面のみならず、電磁的方法による申請を行うことができるようにすべきとしています。これにより、各団体は、被害情報の迅速な取得が可能になります。

イ 処理結果の開示

また、提供される情報の範囲として、処理結果等の情報も提供することが望ましいとしつつも、現時点では、「処理結果」の開示につき地方公共団体の理解が十分に得られていないとして、処理結果等の情報を上記各団体に提供することを「検討することが適当」としています。

ウ PIO-NET 端末の配備

「現時点では、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に PIO-NET にアクセスできる端末を配備することについての（地方公共団体の）理解は、あと一步という状況」であるとしたうえで、PIO-NET 端末を団体に配備すべきとはせず、配備を実施する方向で「検討を続けることが適当」としています。

(2) 財政面の支援

ア 地方消費者行政推進交付金（先駆的プログラム）の活用

先駆的プログラムを一層活用するよう地方公共団体の取組を促す観点から、消費者庁において取組事例を周知公表することが適当としています。

イ 寄附増進の方策

税制上の優遇措置のある認定 NPO 法人制度を活用することが望ましいとしています。また、クラウド・ファンディングを活用し、積極的に寄附を募るために、消費者庁として団体の活動について周知を図ることが適当としています。

ウ 民間基金

団体が被害回復のために活用できる民間基金の存在が望ましいとしつつ、消費者庁としては、その後押しのために、積極的な周知・広報等の取り組みをすべきとしています。ただし、消費者庁の民間基金運営への関与については、「引き続き検討をする必要がある」としています。

(3) 仮差押えの担保に係る措置

特定適格消費者団体が仮差押命令の申立てをする際に必要となる担保について、国民生活センターが立担保実施機関として適切であるとしています。

(4) そのほか

上記 (1) ～ (3) 以外にも、活動実績に関する書類の簡素化や、議事録の非公開化等により、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の事務手続きを簡素化すべきとしています。

3 報告書の問題点

(1) 財政支援の具体的施策がないこと

今回の報告書の最大の問題点は、現行の適格消費者団体や、特定適格消費者団体を財政的に支援する具体的な施策がなんら記載されていないという点です。特定適格消費者団体

行う被害回復関係業務は、本来であれば、行政が行うべき少額多数の消費者被害の救済を代替するものであり、公益性の高い業務です。そして、適格消費者団体の財政的基礎が不十分な現状においては、何よりもまず直接的な資金援助等の財政支援が望まれます。しかし、本報告書には、そのような施策は一切触れられていません。

報告書に記載された財政支援策は、①先駆的プログラムの活用、②寄附の増進、③民間基金の創設というものですが、消費者庁が主体となって、交付金を交付したり、寄附増進の仕組みを作ったり、自ら基金を創設、運用するという方針ではありません。端的に言えば、団体さんの方で、現状あるものを使って頑張ってください、と書いてあるだけです。これでは、十分な支援とはとても言えません。

(2) PIO-NET 情報の活用

新制度では、消費者被害の実態を把握することが非常に重要です。報告書においても PIO-NET 情報の活用により団体が被害実態を把握しやすくすることが望ましいとされています。しかし、具体的な PIO-NET 端末の配備については、地方公共団体の理解が得られていないことを理由として、現状では支援の対象としないものとしています。

(3) 仮差押えの担保に係る措置

新制度において、詐欺的な事業者を相手とする場合、まず事業者の財産を仮差押えすることが重要になります。ところが、そのためには団体が担保金を積む必要があり、その担保金を準備できない場合は、立担保機関に、団体に代わり担保を立ててもらい必要があります。今回、国民生活センターが立担保機関として報告書で明示された点は、大きな前進です。

もっとも、報告書では、仮に、団体が共通義務確認訴訟で敗訴し、事業者から仮差押えについて損害賠償請求をされた場合、立担保機関から団体に対し求償が行われるものとされています。しかし、被害回復関係業務の公益性や、訴訟において敗訴することの予測困難性からすると、仮に団体が敗訴して損害賠償義務を負う場合であっても、国民生活センターは、団体に対する求償を行わないという方針を明記すべきであったと考えます。団体が敗訴をおそれて被害回復関係業務を行うことを萎縮させるようなことがあってはなりません。

4 おわりに

以上のように、公表された報告書は、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の支援策として十分なものとは言えません。もちろん、これら団体が自力で財政的基礎を強化し、多くの消費者から支持される状況をつくりだすことが重要であることは間違いありません。もっとも、現状では、適格消費者団体の業務の多くがボランティアに支えられており、急激な事業拡大や収入の増加を見込むことは困難であると言わざるを得ません。

団体として、寄附増進の方策を実行したり、会員増化のための努力をすることは必要ですが、消費者庁においても、新制度をつくった当事者として、責任を持って制度の担い手である特定適格消費者団体を支援していくことが必要です。今後、消費者庁が団体と協力しながら新制度を運用していくうえで、特に財政面の具体的支援を行うことを期待します。

(2016年8月)